

第十五号議案

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

江戸川区介護保険条例（平成十二年三月江戸川区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「百二十人」を「百五十人」に改める。

第四条中「平成二十四年度から平成二十六年まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第一号中「二万八千八百円」を「二万九千四百円」に改め、同条第二号中「二万八千八百円」を「四万四千円」に改め、同条第三号中「四万三千二百円」を「四万四千円」に改め、同条第四号中「五万七千六百円」を「五万二千九百二十円」に改め、同条第十二号中「十一万五千二百円」を「十五万八千七百六十円」に改め、同条第十五号とし、同条第十一号中「十万九千四百四十円」を「十二万三千四百八十円」に改め、同号口中「除く。」の下に「、次号口又は第十四号口に該当する者を除く。」を加え、同号を同条第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三 次のいずれかに該当する者 十三万五千二百四十円

イ 合計所得金額が千二百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口に該当する者

を除く。)

十四 次のいずれかに該当する者 十四万七千円

イ 合計所得金額が二千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)

第四条第十号中「十万三千六百八十円」を「十一万千七百二十円」に改め、同号中「次号ロ」の下に「、第十三号ロ又は第十四号ロ」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「九万七千九百二十円」を「十万二千九百円」に改め、同号中「又は第十一号ロ」を「、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロ」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「九万二千百六十円」を「九万四千八十円」に改め、同号中「第十号ロ又は第十一号ロ」を「第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロ」に改め、同号イ中「八万六千四百円」を「八万八千二百円」に改め、同号イ中「三百万円」を「二百九十万円」に改め、同号ロ中「、第九号ロ」を削り、「又は第十一号ロ」を「、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「七万二千円」を「七万六千四百四十円」に改め、同号イ中「二百万円」を「百九十万円」に改め、同号ロ中「、第八号ロ」を削り、

「又は第十一号口」を「第十一号口、第十二号口、第十三号口又は第十四号口」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「六万四千八百円」を「七万五百六十円」に改め、同号イ中「百二十五万円」を「百二十万円」に改め、同号口中「第七号口」を削り、「又は第十一号口」を「第十一号口、第十二号口、第十三号口又は第十四号口」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 五万八千八百円
 第四条に次の一項を加える。

2 所得の少ない第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第一号に該当する者の平成二十七年及び平成二十八年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、二万六千四百六十円とする。

第六条第三項中「八」を「二」に、「若しくは第四号口」を「第四号口若しくは第五号口」に、「第四条第五号口、第六号口」を「第四条第六号口」に、「若しくは第十一号口」を「第十一号口、第十二号口、第十三号口若しくは第十四号口」に、「第四号まで」を「第五号まで」に、「第四条第五号から第十一号」を「第四条第六号から第十四号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四条に一項を加える改正規定は、江戸川区規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区介護保険条例(以下「新条例」という。)
第四条第一項の規定は、平成二十七年年度分の保険料率から適用し、平成二十六年年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

3 新条例第四条第二項の規定は、平成二十七年年度分の保険料率から適用し、平成二十六年年度以前の年度分の保険料率については、適用しない。

(説明)

平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における保険料率を定めるとともに、介護認定審査会の委員の定数を増員するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。